

## 平成 29 年度 第 2 回指定管理者選定委員会会議録（要旨）案

- 開催日時 平成 29 年 7 月 3 日（月）午前 9 時～
- 開催場所 別館 3 階特別会議室
- 会議内容

（事務局） 資料の確認

- ・レジメ
- ・なかまチャレンジショップの概要調書
- ・第 1 回目の会議録案
- ・生涯学習センターの施設の概要調書と随契理由を修正したもの
- ・社会教育施設全般の改修、統合等に関するスケジュール案

（委員長） 第 2 回目の指定管理者選定委員会を開催する。議題 1 は前回は議論が交わされたので、今日は理由が明確に示されるのではないかと思う。

なかまチャレンジショップについては、指定管理料、指定管理者の募集要項等の議論があったので、全体スケジュールと併せて詰めていきたい。

まず、生涯学習センターの指定管理者の選定について説明をお願いする。

（生涯学習課） 生涯学習センターについて、前回、非公募の理由について指摘があったので、その部分について改めて説明する。平成 28 年度に策定された中間市公共施設等総合管理計画に基づき、市内の社会教育施設の個別計画の早期策定を目指し、改修、建替え、除却、統合等を総合的に検討していく必要があり、長期の指定期間を設定した場合、早期の方向性が示された際に迅速な対応が困難となることが予想されるため、今回の指定期間は 2 年間で妥当と考える。

一方、2 年間という短期の指定期間で公募し、現在とは異なる指定管理者となった場合、運営の安定までに時間を要すると推測される。また、平成 28 年度は利用者に人気のある「見聞録バスツアー」や「なかま文化塾」などの各種講座を 111 実施しており、指定管理者が変わった場合、同等のサービスを早期に展開できる保証がなく、市民サービス水準の低下が懸念されること等を考慮し、今回は公募を行わず、現指定管理者を再度指定するものである。

なお、指定管理料の設定については前回と同額の 1265 万 2 千円とした。

最後に、社会教育施設の改修、統廃合等に関するスケジュールについては、指定期間を 2 年間とした場合のおおまかなスケジュールを作成した。外部団体に委員を構成する「社会教育施設あり方検討会（仮称）」を設置し、平成 30 年 7 月をめどに検討を行い、基本方針の決定後、平成 31 年 3 月までに社会教育施設の個別計画を策定し、個別計画に基づき対応していきたい。説明は以上である。

(委員長) 中間市生涯学習センターについて公募するかどうかの説明と、指定管理期間の説明があったが、この説明について何かご意見ご質問等があるか。

(委員) 公募しない理由については今の説明でいいと思うが、2年間のスケジュールが結構ハードだと思う。この計画で大丈夫か。

(生涯学習課) たしかに、非常に厳しいスケジュールと思うが、現時点で中央公民館の問題については大方把握できているので、可能であると考えた。

(委員) 2年間では安定的な運営は難しいという説明だったが、現指定管理者の前にやっていた業者が手を挙げてくる可能性もあるので、この説明では理由として弱いのではないかと思った。

(生涯学習課) 今回、非公募で進めたい理由は、現指定管理者は経営が非常に安定しており、2年間という短い期間での安定経営は、現在と異なる事業者では難しいのではないか、というあくまで推測である。

(委員) 実際、現指定管理者が引き継げば混乱もなくスムーズに行くとは思いますが、対外的に、今のような意見が出た際に理解していただくためにももう少し理由を固めた方がいいと思います。そこまで事情を分かっている方は少ないかもしれませんが、そういった質問が出たときにご理解いただけるかどうか疑問でしたので、意見として言わせていただきました。

(委員) 前日も指摘したが、理由は契約課や総務課に相談したのか。相談した結果、これでも大丈夫という結論が出たものなのか。

(生涯学習課) ここで説明する前に相談し、理由については了承していただいている。

(委員) ということは、この理由でも随契にあてはまるという解釈でいいか。

(生涯学習課) そのとおり。

(委員長) 基本的に、指定管理者の選定は公募である。一方、公共施設マネジメントに関し個別計画を策定する必要がある中、生涯学習センターの方針はある程度は固まりつつあり、今後、協議を進める中で2年以内に本格的に動き出す可能性が高いため、指定期間を2年間にしたいというスケジュール案であった。

指定期間に加え、非公募で現指定管理者を指定したい理由について、適切かどうか今回の争点だと思うが、生涯学習課としては総務部とも打合せをした

結果、十分な理由となっているという解釈でよいか。

(生涯学習課) そのとおり。

(委員長) 先ほどのような意見が出てきても、この理由で大丈夫ということか。

(生涯学習課) そのとおりだが、議会前までにもう少し考えておきたい。

(委員長) 他に意見がなければ、生涯学習センターについては非公募より現指定管理者に対し2年間の指定期間で指定するということでよいか。

(一同了承)

(委員長) 続いて、なかまチャレンジショップについて説明をお願いします。

(産業振興課) まず、前回から概要調書を変更したので、こちらから説明する。概要調書の運営費等の人件費について、前回の選定委員会では職員の給与で算出していたが、嘱託職員の給与で算出し直した。次に、収入のうち店舗使用料について、委員からの指摘を受け、小売店舗と飲食店舗の使用料を変更しフリースペースの平均利用時間も変更した。

次に、店舗の出店期間を半年更新の最長2年としていたが、最長1年に変更した。出店希望者がいない場合、協議をしながら最高で2年と考えた。理由としては、応募者多数の場合、2年だと非常に間が空くのではないかとということ、また、指定管理者が途中で変わるときの影響を考え、出店期間は単年度が適切ではないかと思ったためである。

次に、募集要項について説明する。管理運営の基本的方針は、独立開業をめざす新規起業者の育成支援やにぎわい創出を図ることを目的とし、民間事業者ならではの専門性や独自性を活かすことで、効果的な店舗づくりや積極的なPR及び自主事業イベントを実施することとしている。

審査項目は、別紙選定基準の項目案の重点項目を重視して選定を行っていきたい。指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間で予定している。指定管理料は、〇〇〇円を上限と考えており、平成30年度は開館準備業務、オープニングイベントに関する経費等を含む。

募集要項の配布は8月10日から9月8日まで、質問及び回答の受付期間は8月10日から24日までとする。説明会を8月28日に開催し、そこで質問の回答を行いたい。申請書受付は8月28日から9月8日までとしたい。

選定方法は、審査項目に基づき第1次審査と第2次審査を行い、優先候補者を決定する。指定は12月議会の議決後に行うように考えている。

リスク分担は、別紙の分担表のとおりである。重要なところは、施設設備の

損傷について、軽微な工事又は修繕は指定管理者が行い、経年劣化等に伴うものは市が行うという形としている点である。金額の基準は記載していない。

次に、仕様書について説明する。管理基準として、事務員及び管理者を配置するものとしており、職員の選任にあたっては地元からの雇用に配慮することを謳っている。

関係法令については、なかまチャレンジショップ設置条例及び運営施行規則を12月議会に上程予定である。

管理の詳細については、協定書で定める予定であり、指定管理者の行う業務の内容・範囲は、チャレンジショップの広報、店舗の経営相談指導、店舗づくり、他商店街及び他団体の交流支援、独立開業に向けた支援、各種イベント支援、出店者募集・選定、出店者の利用許可・変更・取消の手続が重点的な業務と考えている。

指定管理料の支払いについては、年度ごとに協定を締結し、会計年度ごとに支払い予定である。説明は以上である。

(委員長) ただいまの説明について質問等があるか。

(委員) リスク分担で金額を敢えて外した理由はあるのか。客観的な数字がないと、どちらが修理をするかで揉めるというか、実際、松ヶ岡デイサービスセンターの指定管理の際、修繕等の対応が遅くなることがあったため、途中から金額を入れるようにした経緯があった。金額を外さざるを得ない理由があったのか。

(産業振興課) 初めは10万円をラインにする考えもあったが、タイミングや内容によって、例えば、複数の修繕費をまとめて10万円を超えたときにはじめて報告がくる場合などを踏まえ、そのときの状況で考えたらいいのではないかということで数字を外させていただいた。

ただし、現実的には入れておいた方がいいなら検討させていただく。

(委員) 施設自体が新築であり、指定期間が3年間と短いため、リスク分担に敢えて金額を示す必要はないかと思われる。ただし、その問題については今後も考えていかないといけない。以前、図書館でも修繕料が10万円を超えるまで指定管理者が手をつけず、10万円以上の金額になってはじめて報告してくるという事例が現実にあった。

お互いに話し合いながらの方が施設を大切にしていくためにはいいのではないかと思われる。古くなればその辺りの線引きを作ってもいいとは思いますが。

(委員) 仕様書の職員配置基準について、指定管理料を算出している表と比べ人件費が高い。指定管理料をもう少し減らすことができると思うが、人員についてどのようにお考えか。

(産業振興課) 基本的に複数名で従事していただきたいと思っている。急な休みが発生しても運営が可能となるような人員配置で、管理者については専門性をもった方の配置を考えている。

(委員) 指定管理料について上限額としているが、例えば、人数の変更等で減にするという前提もあるか。

(産業振興課) 人数は指定させていただく予定だが、金額については会社等で考え方が異なると思われる。長時間の労働になるので、労働基準法等によりこの人数は必要だと考える。

(委員) これは運用によって人数を少なくできるのであればそれは構わないということか。そこは指定管理者が運営の中でやっていく部分と思うが。

(産業振興課) そのとおり。

(委員) これはあくまで指定管理料を積算するための人数という解釈でよいか。

(産業振興課) そのとおり。

(委員) 担当課がここに至った経緯、いろいろ試算・検討をしたと思うが、最終的にこういう形でという結論となった経緯を説明してほしい。

(産業振興課) 店舗の管理運営とオープンスペース・フリースペースの管理、トイレの清掃及び管理との分離を検討したこともある。貸館業務のみをハーモニーホールが担えば、敷地内に建築予定ということもあり、指定管理料の軽減やスムーズな運営に繋がると思った。一方で、チャレンジショップの出店者の募集については直営で担うことができるのではないかと考えた。

しかし、ハーモニーホールからそれなりの金額が示されたため、一括管理が適していると判断し、本日の内容となった。

指定期間中にそういう形で分けた方がいいという意見が出れば当然検討していきたい部分だが、まずはスタートする上で、施設すべての管理運営を同じところに担っていただくのが適切という判断から今回の形に至った。

(委員長) チャレンジショップは、若い方が起業してみようと始める場所で、経験者もいれば初心者もいると思う。店舗運営のアドバイスも重要な要素になってくるし、入店希望者の選定もしてほしいとは思う。単なる店舗管理だけではなく、アドバイスなど総合的なものを含めて全体的に指定管理をすればということ

に至ったという説明であった。ただいまの説明についてはよろしいか。

(一同了承)

(委員長) その他に何かあるか。

(事務局) 今後のスケジュールの確認だが、8月10日号の広報及び市ホームページで公募し、12月議会に議案を上程できるよう一次審査、二次審査を経て指定管理候補者を選定していく予定である。

なお、先ほどの指定管理の分離に関しては原則的にできず、直営か指定管理の二者択一のみが許されている。指定管理業務の一部への再委託のみは許されているが、その部分のみの随契もできないし、入札ということになれば所管課の事務も煩雑になり、当該制度を導入した平成15年の地方自治法改正の意義が薄れる。よって、そのような分離は、この程度の規模では通常ありえない。

(委員長) 以上で、第2回の選定委員会を終了する。